

泉区連合自治会町内会長会 7月定例会

開催日時 令和6年7月19日(金)
14:30～

1 市連会7月定例会報告事項

- (1) GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(9)で説明〕
- (2) 「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(10)で説明〕
- (3) 老人クラブ「未設置地域」の解消について
【健康福祉局・横浜市老人クラブ連合会】
・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(1)で説明〕
- (4) 「共同募金各区だより」配布依頼について
【共同募金会横浜市支会】
・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕
- (5) 令和6年度 個別避難計画の取組について
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(13)で説明〕
- (6) お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について
【資源循環局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕
- (7) 子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」web版のリリースについて
【こども青少年局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (8) 「こども・安全安心マップ」公開のお知らせについて
【市民局・道路局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(14)で説明〕
- (9) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について
【市民局】・・・・・・・・〔その他(20)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 老人クラブ「未設置地域」の解消について (担当：横浜市老人クラブ連合会、健康福祉局高齢健康福祉課・ 説明：横浜市老人クラブ連合会)	協力依頼 資料1
<広報よこはま掲載：なし>	

横浜市老人クラブ連合会(市老連)では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18区の老人クラブ連合会(区老連)の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。

今後8月以降を目途に、候補エリアを設定していくので、区老連や単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた、新たなクラブ設置等について相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への協力依頼です。

(2) 「共同募金 2024 泉区だより」の全戸配布について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料 2 ●
<広報よこはま掲載：なし>	

今年度も10月1日から赤い羽根共同募金を実施します。これに先立ち、「共同募金 2024 泉区だより」の全戸配布の協力を依頼します。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)

(3) 令和6年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費取りまとめのお願い (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料 3 ●
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年度賛助会費について、各自治会町内会へ協力を依頼します。
(連合別に、地区のチラシ、賛助会費目標額一覧を席上配付します)

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)

(4) 第74回「社会を明るくする運動」泉区集会への参加について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料 4
<広報よこはま掲載：なし>	

第74回「社会を明るくする運動」泉区集会へ各連合から1～2名程度の参加を依頼します。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への協力依頼です。

(5) 子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」web版のリリースについて (担当・説明：こども青少年局企画調整課)	情報提供 資料 5
<広報よこはま掲載：なし>	

7月1日より子育て応援アプリ「パマトコ」WEB版をリリースしました。妊娠・出産・子育ての様々な手続きをスマートフォンやパソコンから行えます。また、母子手帳機能の搭載や、保育園など子育てに関する施設の検索機能も備えています。

◆依頼事項

連合自治会町内会長への情報提供です。

<p>(6) お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について (担当：資源循環局街の美化推進・説明：資源循環局泉事務所)</p>	<p>情報提供 資料6★</p>
<p style="text-align: right;"><広報よこはま掲載：なし></p>	

自治会・町内会の皆様にトイレパックをお試しいただき、災害時のトイレ対策としてご家庭でトイレパックの備蓄を進めていただくことを目的としています。今回お配りするのは、品質保証期間が経過したものですので、備蓄ではなくお試し用として使用していただくことをお願いいたします。

※自治会町内会等団体ごとに申請いただきます。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

<p>(7) 電動車椅子に係る交通事故防止に向けた啓発チラシの掲出について (担当・説明：泉警察署)</p>	<p>掲出依頼 資料7★</p>
<p style="text-align: right;"><広報よこはま掲載：なし></p>	

電動車椅子が関連する事故の防止に向けて、電動車椅子利用者とドライバーの双方に対する交通安全啓発を行います。チラシを配布しますので、掲示板への掲出をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

<p>(8) 令和6年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について (担当・説明：泉区総務課)</p>	<p>周知依頼 資料8★</p>
<p style="text-align: right;"><広報よこはま掲載：なし></p>	

町の防災組織の活性化及び体制整備の支援を図ることを目的に、防災の専門家を派遣する「泉区地域防災アドバイザー派遣事業」を今年度も実施します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

<p>(9) GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・ 説明：泉区区政推進課)</p>	<p>掲出依頼 資料9★</p>
<p style="text-align: right;"><広報よこはま掲載：なし></p>	

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。

掲示期間を6月末までとしていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で御協力をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

<p>(10) 「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・ 説明：泉区区政推進課)</p>	<p>情報提供 資料 10★</p>
--	--

＜広報よこはま掲載：あり（8月号）＞

「GREEN×EXPO 2027」の開催 1000 日前となる 6 月 22 日に公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。また、「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を使って、GREEN×EXPO 2027 を応援してくださる自治会等各種団体の活動の募集を始めました。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

<p>(11) 令和 6 年度いっずんサポート補助金申請団体の二次募集について (担当・説明：泉区地域力推進担当)</p>	<p>情報提供 資料 11★</p>
--	--

＜広報よこはま掲載：あり（8月号）＞

泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な取組を支援する補助金の申請団体の二次募集開始についてお知らせします

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

<p>(12) 自治会・町内会向け「伝える！伝わる！広報講座」の開催について (担当・説明：泉区地域力推進担当)</p>	<p>周知依頼 資料 12★</p>
---	--

＜広報よこはま掲載：なし＞

自治会町内会の活動やイベントを、伝えたい人に効果的に届けるためのポイントを学ぶ「伝える！伝わる！広報講座」を開催します。各自治会町内会の広報担当の方やその他役員の方へ当講座を御案内ください。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

<p>(13) 令和 6 年度 個別避難計画の取組について (担当：健康福祉局福祉保健課・説明：泉区高齢・障害支援課)</p>	<p>事業説明 資料 13★</p>
--	--

＜広報よこはま掲載：なし＞

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

令和 5 年度は一部の地区で個別避難計画の作成を進めましたが、令和 6 年度より、対象区を 18 区に拡大し、個別避難計画の作成を進めます。

◆依頼事項

自治会町内会長への事業説明です。

(14) 「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ (担当：市民局地域防犯支援課、道路局道路政策推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供
	資料 14★ ＜広報よこはま掲載：なし＞

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の防犯活動や交通安全活動にご活用ください。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(15) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供
	資料 15

(16) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供
	資料 16

(17) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供
	資料 17

3 その他

(18) ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る民生委員訪問について (担当・説明：泉区福祉保健課)	情報提供
	資料 18★ ＜広報よこはま掲載：なし＞

ひとり暮らし高齢者の状況把握を進めるため、平成 25 年度から実施しています標記事業につきまして、今年度も、引き続き実施いたします。現在、訪問実施のお知らせを対象となる方にお送りしておりますが、今後 8 月～10 月にかけて民生委員による訪問が行われることを情報提供させていただきます。

(19) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供
	資料 19★ ＜広報よこはま掲載：なし＞

省エネエアコンや LED 照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

令和6年「秋の全国交通安全運動」横浜市実施要綱についてお知らせします。

9月定例会 日時：令和6年9月19日（木）午後2時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

会館に省エネ設備導入 しませんか？

補助金 申請受付中！ まだ間に合います！

★申請件数ランキング

1位 エアコン



2位 LED 照明器具



3位 断熱窓



申請期限
10月31日
まで延長

補助率
2/3!



詳細は
「募集案内」を
ご覧ください！

[自治会町内会館脱炭素化推進事業]
事業実施主体：市民局地域活動推進課

■問合せ先（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
045-451-7740

(案)

令和6年7月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 7月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

7月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、7月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について 区連会議題 6 【資源循環局街の美化推進】	1部
2	令和6年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について 区連会議題 8 【泉区総務課】	1部
3	「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について 区連会議題 10 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】	1部
4	令和6年度いっずんサポート補助金申請団体の二次募集について 区連会議題 11 【泉区地域力推進担当】	1部
5	自治会・町内会向け「伝える！伝わる！広報講座」の開催について 区連会議題 12 【泉区地域力推進担当】	1部
6	令和6年度 個別避難計画の取組について 区連会議題 13 【健康福祉局福祉保健課】	1部
7	「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ 区連会議題 14 【市民局地域防犯支援課・道路局道路政策推進課】	1部
8	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る民生委員訪問 について 区連会議題 18 【泉区福祉保健課】	1部
9	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について 区連会議題 19 【市民局地域活動推進課】	1部
10	電動車椅子に係る交通事故防止に向けた啓発チラシの掲出について 区連会議題 7 【泉警察署】	掲出部数
11	GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について 区連会議題 9 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】	掲出部数

老人クラブ「未設置地域」の解消について【協力依頼】

1 事業の趣旨

市内の老人クラブ数は、直近 5 年間で 238 クラブ減少して 1,357 クラブ（約 15%減少）、また会員数は 25,462 人減少して 82,511 人（約 24%減少）となっています。

こうした中、横浜市老人クラブ連合会（市老連）では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18 区の老人（シニア・シルバー）クラブ連合会（区老(シ)連）の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。

2024 年度は重点事業の一つとして、老人クラブがない地域（未設置地域）の解消を図り、老人クラブに入りたくても入れない加入希望者の受け皿づくりを推進します。

つきましては、市老連や区老(シ)連、単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた取組について、相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします

3 未設置地域解消に向けた取組（案）

- (1) 既設単位老人クラブの会員受入エリアの拡張
- (2) 自治会・町内会をまたいだ広域老人クラブの設置
- (3) その他、未設置地域を解消できる独自の取組（新規単位老人クラブの設置等）

※区や地域ごとに、自治会・町内会における老人クラブの設置・活動状況は異なると思いますので、地域の実情に応じたできる範囲でのご協力をよろしくお願いいたします。

4 スケジュール

7 月 各区町内会連合会で協力依頼

8 月～ 市老連、区老(シ)連等において、未設置地域解消の候補エリアを複数（各区 3～4 か所程度）選定し、対象となる区連、地区連または単位自治会・町内会に相談、協力依頼

①公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
担当 春原(スノハラ)、名倉
電話 045-433-1256/FAX 045-433-1257
メール yrouren@maple.ocn.ne.jp

②健康福祉局高齢健康福祉課
担当 榊原、長嶋
電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613
メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様

泉区連長会資料
令和6年7月19日
神奈川県共同募金会泉区支会

神奈川県共同募金会泉区支会
支会長 上原敏博

「共同募金2024 泉区だより」の全戸配布へのご協力依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進にご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日より赤い羽根の共同募金が始まります。そこで、令和6年度共同募金運動の実施にあたり、広く区民の方々に募金の主旨をご理解いただきたく、「共同募金2024 泉区だより」を作成いたしますので、ご多忙の折誠に恐縮ですが、全戸配布のご協力をお願い申し上げます。

1 配送時期

8月下旬頃（広報よこはま9月号と同時期）に配送業者がお届けします。

2 添付資料

（参考）「共同募金2023 泉区だより」 ※今年度も体裁はA4両面1枚となります。

【連絡先】共同募金会泉区支会 佐藤、土居
（泉区社会福祉協議会内）

TEL：045-802-2150

FAX：045-804-6042



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー
「コウタロウ」

共同募金 2023 地域版

泉区だより

共同募金会泉区支会
〒245-0023
横浜市泉区和泉中央南5-4-13
泉ふれあいホーム
泉区社会福祉協議会内
TEL.802-2150
FAX.804-6042



相模鉄道株式会社は、赤い羽根共同募金を通じて、沿線の地域福祉を応援しています。

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

赤い羽根共同募金のつかいみち

皆さまの助け合いの気持ちが寄せられた共同募金は、地域のために活用されています。暖かいご支援ありがとうございます。

〇ぶどうの樹

地域に根差して15年、まごころ込めたパン作り

いずみ中央駅から徒歩8分の場所にある障がい者施設です。共同募金の配分金でコーヒーマシンを導入しました。作業効率が上がっただけでなく、提供できる飲み物の種類が増えたことでお客様からも喜びの声をいただいています。ご協力いただいた皆さま、本当にありがとうございました。



導入したコーヒーマシンと作業の様子

〇富士見が丘 福祉の会

住み慣れた地域で暮らすために

高齢者・障がい者の日常生活支援（庭木の剪定・病院送迎）を行っています。利用者は年々増加していますが、支えるコーディネーターも高齢化しており、事務の効率化や使用する道具の軽量化が必要で、資金面では厳しい現状です。このような状況の中で、支えていただいている皆さまに心より感謝申し上げます。



庭木の剪定の様子とコーディネーター・活動員



詳しいつかいみち

検索 はねっと

戸別募金 (自治会町内会)

10,065,402円

街頭募金

135,685円

法人募金 (企業・事業者)

612,000円

その他の募金

471,246円

令和4年度泉区募金実績

11,284,333円

◇赤い羽根募金◇

10,373,653円

◇年末たすけあい募金◇

910,680円

泉区内の福祉施設・団体へ

10,810,000円

泉区社会福祉協議会の事業へ

ボランティア・障がい福祉活動への助成等
5,646,827円

年末たすけあい援護資金へ

高齢者・障がい者団体への支援等
910,680円

ご協力ありがとうございました

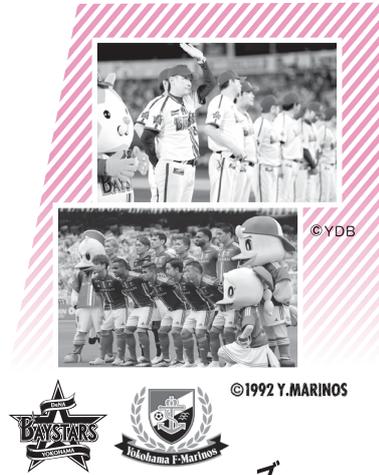
※募金実績との差額の6,083,174円は、県域からの寄付金が充当されています。

令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いまだ多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を応援しています!

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

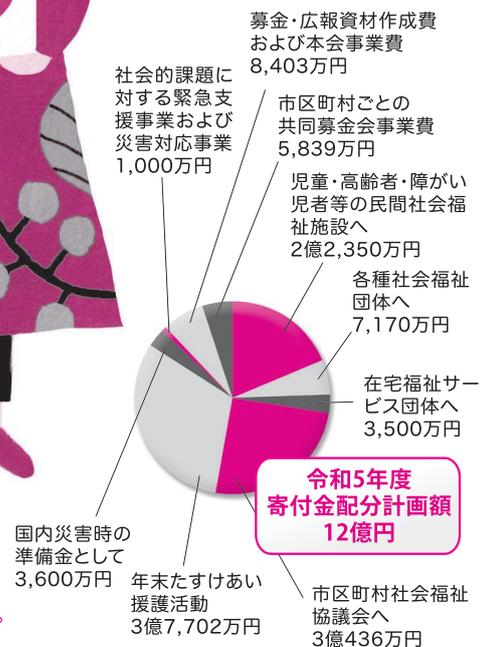
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を通正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-3312-6339

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

「令和5年度の目標額は12億円」

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



横浜市町内会連合会 会長 様

市連会 7 月定例会説明資料
令和 6 年 7 月 12 日
神奈川県共同募金会横浜市支会
(横浜市社会福祉協議会)

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市支会
支会長 荒木田 百合

「共同募金各区だより」配布依頼について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和 6 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 広報配布担当者あて送付します。定例会等で周知をお願いします。

2 送付時期 令和 6 年 8 月下旬（「広報よこはま」 9 月号と同時期です）

3 送付方法 配送業者から各自治会・町内会広報配布担当者様あてに直接送付します。

4 配布手数料 配布手数料につきましては、後日、各区連合町内会会議にて、共同募金会各区支会（各区社会福祉協議会）からご説明いたします。

5 「共同募金各区だより」の概要 ※A 4 版（両面）1 枚

（1）内容：令和 5 年度共同募金実績および配分実績
令和 6 年度共同募金運動への協力依頼

6 添付資料 （1）令和 5 年度 共同募金実績について

（2）自治会・町内会長、広報配布担当者様あて送付文書（案）

（3）＜参考資料＞令和 5 年度版「共同募金各区だより」

横浜市社会福祉協議会内
担当 梅木、宮腰
TEL：(201) 8617
FAX：050-3153-7767
akaihane@yokohamashakyo.jp

令和5年度 共同募金実績について

支会名	募金総額		
	令和5年度実績	令和4年度実績	増減額
鶴見区	23,959,179	24,055,721	△ 96,542
神奈川区	28,520,132	27,934,172	585,960
西区	9,692,422	8,975,284	717,138
中区	9,740,320	9,449,035	291,285
南区	17,937,417	18,842,092	△ 904,675
港南区	16,087,723	16,661,048	△ 573,325
保土ヶ谷区	15,204,242	15,466,891	△ 262,649
旭区	18,074,216	18,546,274	△ 472,058
磯子区	17,515,592	17,742,689	△ 227,097
金沢区	22,699,959	22,190,065	509,894
港北区	42,273,019	43,237,626	△ 964,607
緑区	20,389,677	20,895,601	△ 505,924
青葉区	34,748,386	36,302,160	△ 1,553,774
都筑区	15,448,320	16,306,338	△ 858,018
戸塚区	20,140,398	21,863,938	△ 1,723,540
栄区	11,017,862	11,602,406	△ 584,544
泉区	10,839,819	11,284,333	△ 444,514
瀬谷区	8,521,225	8,662,540	△ 141,315
横浜市	4,322,085	5,543,333	△ 1,221,248
合 計	347,131,993	355,561,546	△ 8,429,553

(案)

横共募発第 28 号
令和 6 年 8 月 吉日自治会・町内会長 様
広報配布担当者 様社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市支会長
横浜市各区支会長

「共同募金各区だより」の配布について（依頼）

残暑の候 ますますご清勝のこととお喜び申しあげます。

平素より地域福祉の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本年も 10 月 1 日から共同募金運動が始まりますが、例年、募金運動に先立ち、地域の皆様に共同募金をご理解いただき、ご協力を呼びかけることを目的とした「共同募金各区だより」を各ご家庭に配布していただいております。

つきましては、大変ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本年も「共同募金各区だより」の配布にご協力くださいますようお願い申しあげます。本年は新型コロナウイルスの感染リスクも考慮し、可能な範囲でのご協力を賜りますようお願い申しあげます。

なお、戸別募金等に関する協力依頼については、各区支会より改めて自治会町内会様へご連絡をさせていただきますことを予めご了承いただけますようお願い申しあげます。

1. 「共同募金各区だより」の部数の不足については、次のところへご連絡ください。

鶴見、神奈川、西、港北、緑、青葉、都筑区にお住まいの方

北部方面配送センター 電話：045-435-5502

保土ヶ谷区にお住まいの方

保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話：045-341-9876

旭区にお住まいの方

旭区社会福祉協議会 電話：045-392-1123

中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷区にお住まいの方

南部方面配送センター 電話：045-628-3730

2. その他のお問い合わせ先

神奈川県共同募金会横浜市支会 電話：045-201-8617
担当：梅木・宮腰

<裏面で共同募金の実績・用途についてご紹介しています>

共同募金の実績と使途

令和5年度、横浜市内では3億4,713万1,993円の募金をお寄せいただきました。これも地域の皆様をはじめとした多くの方々のご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今年度も10月1日～12月31日まで実施されます募金運動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和5年度 共同募金実績額】

横浜市内：3億4,713万1,993円

(神奈川県内全体：9億6,943万6,856円)



【共同募金の使途・令和5年度に横浜市内に配分された額】

(単位：円)

① 社会福祉協議会を通じて地域福祉を推進する活動を支えるために ※地域福祉活動団体への助成財源として活用されるほか、社会福祉協議会が行なう地域福祉推進事業、福祉啓発事業等に活用されます。	113,336,014
② 児童・障害児者・高齢者が利用する社会福祉施設をより利用しやすくするために	54,950,000
③ 障害者地域作業所・生活ホームを利用する障害児者の活動・生活を支えるために	2,950,000
④ 社会福祉団体の活動を支えるために	26,770,000
⑤ 在宅福祉を推進する非営利型在宅福祉サービス団体の活動を支えるために	11,830,000
⑥ 年末たすけあい募金として、地域福祉を推進する活動を支えるために	59,810,244
⑦ 募金運動を実施するための資材費等の経費として (市、区支会経費)	27,460,000

上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、企業等からの指定寄付から、横浜市内の配食・送迎グループ、地域作業所等へ合計 36,145,733 円の配分がありました。

なお、令和5年度実績額と募金額の差額 (50,025,735 円) については、神奈川県内の様々な福祉活動や被災地の支援活動等に活用されています。

上記の①と⑥に関する各区の募金実績・使途詳細については各区の「共同募金だより」をご覧ください。共同募金についてのさらに詳しい情報は下記ホームページをご覧ください。

中央共同募金会

<http://www.akaihane.or.jp>

神奈川県共同募金会

<http://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>

地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会長 貝沼 貞夫

令和6年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費に係る取りまとめについて

日頃より、本会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年度の賛助会費は、皆様のご協力のおかげで総額763万円を超え、貴重な財源として区内の様々な福祉活動の展開のため活用させていただきました。

今年度につきましても、会長様はじめ役員の皆様には、多大なお手数をおかけして恐縮ですが、賛助会費の取りまとめについてご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、連合自治会町内会単位ごとに、募集にかかる事務経費を交付いたしますのでご承知おきください。

1 賛助会費募集について

(1) 募集期間 令和6年8月1日(木)～9月30日(月)

(2) 目安額 一口 1,000円

※なお、より多くの方にご協力いただくため、金額にかかわらず、ご協力をお願いいたします。

※目標額は、自治会町内会加入世帯数の7.5%の方のご協力を目標数とし、目安とさせていただきます。

※賛助会費の1/2は当該の地区社会福祉協議会の活動資金となります。

(3) 納入期限 令和6年10月31日(木)

2 事務経費の振込について

(1) 振込額 10,000円×12地区連合

(2) 振込先 各地区連合自治会町内会指定口座

(地域振興課に登録済の口座とさせていただきます。)

(3) 振込日 令和7年1月下旬(予定)

事務担当：丸山 永夏
電話：802-2150
FAX：804-6042

令和6年7月19日

《自治会・町内会》 会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会長 貝 沼 貞 夫
〇〇地区社会福祉協議会
会長 〇 〇 〇 〇

令和6年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費取りまとめのお願い

日頃より、本会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
昨年度の賛助会費は、皆様のご協力のおかげで総額763万円を超え、貴重な財源として区内の様々な福祉活動の展開のため活用させていただきました。
今年度につきましても、会長様はじめ役員の皆様には、多大なお手数をおかけして恐縮ですが、賛助会費の取りまとめについてご協力いただきたくお願い申し上げます。

1 募集期間 令和6年8月1日（木）～9月30日（月）

2 目安額 一口 1,000円

※なお、より多くの方にご協力いただくため、金額にかかわらず、ご協力をお願いいたします。

※賛助会費の1/2は当該の地区社会福祉協議会の活動資金となります。

3 納入方法 《連合自治会町内会ごとの納入方法によります。》

*地区への還元金の関係で、上記期日を過ぎた場合でも令和6年10月末までに納入いただきますようお願い申し上げます。

4 目標額 令和6年2月の区連会でご依頼いたしましたとおり、令和6年1月25日現在の自治会町内会加入世帯数の7.5%の方のご協力を目安とし、目標額とさせていただきます。世帯数が自治会町内会の把握しているものと異なる場合は、自治会町内会の把握しているものを目安としてください。

自治会町内会名	世帯数	目標額	参考) 令和5年度実績額
	世帯	円	円

泉区社会福祉協議会
担当：丸山 永夏
電話：802-2150
FAX：804-6042

令和6年度 横浜市泉区社会福祉協議会



賛助会費に ご協力をお願いします

社会福祉協議会(社協)は、誰でも安心して暮らせるまちづくりを目指して、高齢者や障がいのある方の生活支援や、子どもの学びの機会づくり、ボランティア活動の支援など、様々な事業をおこなっています。賛助会費は、そうした社協が実施する事業に対してご賛同をいただき、資金面でのご支援をいただくものです。

毎年自治会・町内会・法人・企業などを通じてご協力をいただいております。自治会町内会をはじめ地域のより多くの皆さまに、ご支援、ご協力をお願いいたします。

賛助会費募集の流れと使い道

自治会町内会を通じて、ご協力をお願いします。

↓

地区社会福祉協議会(地区社協)が取りまとめを行い、集まった会費の1/2は区社協を通して区内の福祉事業に、1/2は地区社協の活動費として活用しています。

区社協を通して区内の福祉事業に活用

- ★ 地域で実施する講座や事業の開催支援
(地域交流イベントの開催、障がい理解や認知症サポーター養成講座など)
- ★ 小中高校生のボランティア体験プログラム
「いずみサマースクール」の実施
(区内の高齢、障がい、児童、地域団体など約30施設・団体が受け入れ協力)
- ★ 地域活動の魅力を発信
・区社協だより、ボランティアセンター通信による情報発信

地区社協活動へ還元

区内12の地区社協がおこなう福祉事業に活用されています。

*お住まいの地域の活動については、裏面をご覧ください。



お問い合わせ

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会

〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13

☎ 045-802-2150 / FAX 045-804-6042

ホームページ: <https://www.shakyo-iy.or.jp/>

ホームページ
二次元コード



賛助会費で、あなたも

「中川地区社協のサポーター」！

ご協力頂きました賛助会費は、事業実施のための活動資金として利用されています。

子育て応援キャラバン隊活動中！

中川地区社協では、昨年度より子育て応援キャラバン隊を立ち上げ、親子の交流の場として公園遊びを中心とし活動を始めました。

場所と時間は、毎月各町内会・自治会の掲示板にてお知らせします。親子で遊びにきませんか！

申し込み、問い合わせは
右記連絡先まで

岡津地域ケアプラザ (岡)
TEL：812-0685



申し込み、
問い合わせは
下記連絡先まで

中川地区社協事務局
(ライフサポート隊直通)
TEL：080-9261-8000



中川連合町内会
会長 小泉 正彦

「賛助会費で地域を応援してください」

今年も地区社協の活動をご支援いただくために地域の皆様に賛助会費のご寄付をお願いいたします。

一人暮らし高齢者の食事会や見守り活動、子育てサロン活動、青少年の育成支援等、人と人との交流の場と街づくりに役立っています。

そして「みんなでみんなのふるさとを！」をキャッチフレーズに野菜作りを通じて健康づくり、いきがづくり、担い手づくりに取り組む里山夢プロジェクトの活動資金にもなっています。中川地区の多くの方々が地域コミュニティの縁の下の力持ちとしての社協の活動の応援団になってください。



中川地区社会福祉協議会
会長 石田 五十六

「賛助会費にご協力お願いします」

第4期地域福祉保健計画も、いよいよ総仕上げの段階に来ました。

子育て応援キャラバン隊活動も徐々に認知度も上がり、中川地区のいろいろな公園での活動に子育て中のママさんに参加頂いています。3月には、中川地区で活躍されている26の福祉団体が参加して、「第1回地域福祉ネットワークフェスタ」が開催され、バイオリンとピアノのコンビのコンサート、障害福祉事業所による自主製品の販売など、多くの方々の参加で予想を上回る盛況でした。

最後の課題、「障がい者への理解の促進」に向け計画を準備中です。皆さんの温かい思いを、中川地区の福祉の向上に生かしていきたいと思っております。ご協力をお願いします。

令和6年度 賛助会費資材送付内訳書

(自治会町内会名) 様

送 付 物		送付数	説 明
会長宛依頼文		1 部	令和6年度の賛助会費の募集の内容と取りまとめについて のお願いです。
賛助会費募集チラシ (共通)	掲示用チラシ	○枚 (掲示板数×2)	各自治会町内会の掲示板へ、 募集期間中に掲出をお願いします。
	回覧用チラシ	○枚 (班数)	募集の趣旨、用途について記載 しております。 班回覧をお願いします。
賛助会費用封筒		○部	各世帯からの収納用にご使用 ください。
領収書		○枚	賛助会費を頂いた方にお渡し ください。
郵便局 払込取扱票		2枚 (予備含む)	郵便局でお振込みの際にご使用 ください。 (予備は、分割送金、追加があった 場合にご使用ください。) ※基本的には会長宛依頼文の 「3 納入方法」に記載の方法 に沿って納入をお願いします。

資材が不足した場合はご連絡ください。事務局より送付いたします。

泉区社会福祉協議会
 事務担当：丸山 永夏
 TEL 802-2150
 FAX 804-6042

泉区連長会資料
令和6年7月19日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様

泉区更生保護協会
会長 山口 賢(区長)
泉保護司会
会長 神田 文雄
泉区更生保護女性会
会長 市川 千栄子

第74回「社会を明るくする運動」泉区集会の
開催について (ご案内)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より「社会を明るくする運動」につきまして、ご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、青少年の健全育成にかかわる事業として、PTA連絡協議会ははじめ関係機関に広く参加を呼びかけ、第74回「社会を明るくする運動」泉区集会を開催いたします。

お忙しい折恐縮ですが、各地区連合自治会町内会から1～2名程度ご参加いただきたく、ご依頼申し上げます。

なお、出席いただけます場合は、令和6年8月14日(水)までに出席票(裏面参照)をFAX等でご返信くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時 令和6年8月21日(水) 14時00分～16時00分

2 場 所 泉区役所4階ABC会議室

3 内 容

(1) 第73回“社会を明るくする運動”作文コンテスト作文発表

(2) 講演「生きづらさを感じている“こども”や“若者”との寄り添い」

講師：一般社団法人かけはし 廣瀬 貴樹 氏

(3) 講話「少年非行の情勢について」

講師：泉警察署 生活安全課 湯口 一平 氏

4 参加対象 保護司、更生保護女性会、民生委員児童委員、PTA、
連合自治会町内会 等 約100名

担当：泉区更生保護協会事務局 坂巻
(泉区社会福祉協議会内)

TEL：802-2150

FAX：804-6042

E-mail：sakamaki00@yokohamashakyo.jp

区連会用

FAX : 8 0 4 - 6 0 4 2

E-mail : sakamaki00@yokohamashakyo.jp

泉区更生保護協会事務局 坂巻宛

出席票

「社会を明るくする運動 泉区集会」について

令和6年8月21日(水) 14:00~16:00 開催

地区名 _____

出席人数 (_____) 名

※お手数ですが8月14日(水)までにご返信ください

第74回「社会を明るくする運動」 泉区集会

主催：泉区更生保護協会

【日時】 令和6年8月21日（水）
14時00分～16時00分

【会場】 泉区役所4階ABC会議室

住所：泉区和泉中央北五丁目1番1号
※公共交通機関をご利用のうえお越しください。

【定員】 100名（申込不要・参加費無料）

【内容】

○ 第73回「社会を明るくする運動」作文コンテスト受賞
作文発表

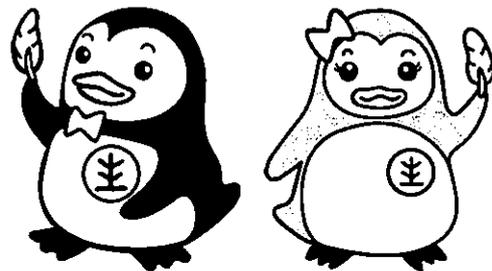
○ 講演会「生きづらさを感じている“こども”や“若者”との寄り添い」
講師：一般社団法人かけはし 廣瀬 貴樹 氏

《講師プロフィール》

令和3年5月“一般社団法人かけはし”を設立。泉区内を中心に不登校児らの居場所づくりに取り組む。また、横浜市教育委員会より、不登校児童生徒支援事業「ハートフル西部」を受託し、その拠点運営を行っている。

○ 講話「少年非行の情勢について」

講師：泉警察署 生活安全課 湯口 一平 氏



更生ペンギンのホゴちゃん（左）
サラちゃん（右）

「社会を明るくする運動」とは

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

7月を「社会を明るくする運動」強調月間としています。



問合せ先：泉区更生保護協会（事務局 横浜市泉区社会福祉協議会）
TEL 045 (802) 2150 FAX 045 (804) 6042

（令和6年7月1日作成）

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」WEB版のリリースについて（ご案内）

1 趣旨

横浜市では「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向け、子育て中の皆さまが、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続きや情報収集が可能になる、子育て応援アプリ「パマトコ」（WEB版）を7月1日にリリースしました。

現在申請できる手続きは妊娠～出産前後の申請が多いため、区役所での母子健康手帳交付時や出生届提出時等に利用促進を行っています。

取組内容についてご承知おきください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 「パマトコ」の概要について

(1) 公開日

令和6年7月1日

(2) 利用対象者

横浜市で子育て中の方、子育て予定の方

(3) 機能概要

ア オンライン申請

現時点では、児童手当など妊娠から出産前後の9手続きのオンライン申請が可能です。オンライン申請可能な申請は今後順次拡充し、将来的には子育て関連のほぼ全ての手続きをオンライン化する予定です。

イ イベント・お役立ち情報の発信

お住いのエリアやお子さまの年齢等に応じた、おすすめ情報を表示します。区役所が持つイベント情報のほか、横浜観光情報サイトなどに掲載されている、市全体を対象としたイベント情報も発信しています。

ウ 子育てに役立つ施設情報の検索

授乳室やトイレ、おむつ交換台、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載しています。自宅や現在地周辺の施設をさまざまな条件から検索できます。

工 電子母子健康手帳

おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を記録し、パートナーと共有することもできます。また、複雑な予防接種のスケジュール管理も行えます。

(4) 意見募集について

より使いやすく、市民の皆さまにご満足いただけるサイト・アプリとするため、市民の皆さまのご意見・ご要望を「パマトコ」内で募集しています。

(第1次意見募集期間：7月1日(月)～9月30日(月)まで)

(5) 今後の展開について

皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。

アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続や機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期(小～中学校)まで拡大していきます。

【参考】画面イメージ



担当 こども青少年局企画調整課
永松、三橋、佐々木
電話：671-4281
e-mail：kd-kikaku@city.yokohama.jp

「パマトコ」今後の予定

今回のWeb版では、妊娠～出産前後までに関する手続きのみとなりますが、今後対応できる手続きや機能も拡充していきます。ご利用いただいた皆様の声を反映しながら、パマトコのできることをどんどん増やして、安心して子どもを産み育てられる環境を実現していきます。

令和6年

Web版リリース

妊娠期～1歳児世帯の手続きが
オンラインでできます！

- ・ 児童手当、児童扶養手当申請
- ・ 小児医療証交付、小児医療費支給申請
- ・ 出生連絡票兼低体重児出生届申請
- ・ 横浜市産後母子ケア事業利用申請
- ・ 小児医療費異動届申請

夏

秋

アプリ版リリース

さらに未就学児(0歳から6歳児)に
関する手続きができるようになります！

- ・ 出産費用助成金申請
- ・ 妊婦健康診査費用助成金申請
- ・ 出産子育て応援金申請
- ・ 保育所入所申請

Web版、アプリ版どちらでもご利用できます！

令和7年以降は、学齢期(小～中学生)に関する手続きや、家庭と学校の連絡システムとの連携、放課後キッズクラブ等のシステムとの連携も予定しています。

ご利用方法

スマートフォンで右記のQRコードを読み取るか、検索サイトから「パマトコ」をご入力の際は、ご利用ください。



パマトコ



多くのご意見・ご要望お待ちしております！

「パマトコ」Web版をご利用いただいた皆様のご意見、ご要望を是非お聞かせください。今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、使いやすさや機能性、デザインなど、皆様の声をかたちにします。ご協力を心よりお願い申し上げます。

※アンケートは、アカウント登録後に実施できます。

担当窓口

横浜市子ども青少年局 企画調整課
電話：045-671-4281
メールアドレス：kd-kikaku@city.yokohama.jp

※掲載している画面は、実際の画面と異なる可能性がありますので、ご了承ください。



ここをクリック

横浜市子育て応援サイト・アプリ

パマトコ

YOKOHAMA

横浜の子育てに必要なことがひとつに！

Web版はじまります！

ご意見、ご要望募集！

今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、
皆様の声をかたちにします。



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
横浜市

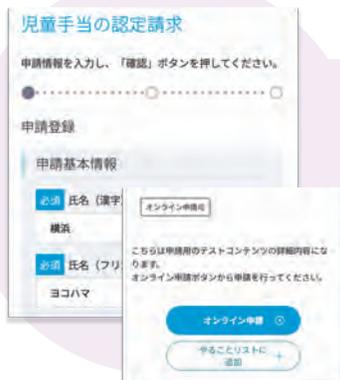
横浜市子育て応援サイト・アプリ



こどもが育つたび、ここに住んでよかった。と、思えるまち。“できる”が“ふえる”横浜市。パパ、ママ、と、こどもたち。ヨコハマで、トコトコと。

「パマトコ」でできること

子育ては、多くの喜びがある一方で、手続きや届出などやらないといけないことも多く、また外出先での急な対応やさまざまな悩みもあります。「パマトコ」では、そんな子育て中のパパとママをサポートする機能をご用意しました。



オンラインで申請がいつでも簡単に！

平日の日中以外でも申請できます

「パマトコ」について

横浜市は、子育てに必要なことをひとつに集約した「パマトコ」をつくりました。スマートフォンを通じて、子育てに関する手続きの申請・情報取得・サービスなどがご利用できます。これまでの負担を軽減することで、皆様がゆとりをもち、安心して横浜市で子どもを産み育てられる環境を実現します。

あなただけの子育てツールに

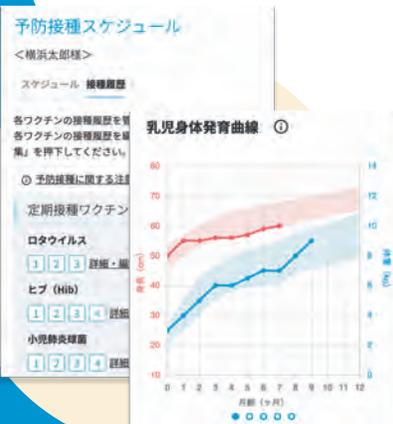
アカウント登録すると、各種マイページ機能、オンライン手続きや予約などをご利用いただけます。さらに、子育てサポート、お役立ち情報などがチェックできるほか、本人情報や家族情報、興味・関心事をご登録いただくと、子どもの年齢等に応じた検診や予防接種、居住区や近隣のイベント情報などが届きます。

「パマトコ」に込めた思い

「ヨコハマ」の“ハマ”を「パパ」と「ママ」にかけ、パパ、ママ、と、コ（子ども）を表しました。親も子どももトコトコとスムーズに子育てできるまち、横浜という思い。そして、子育てを通じてパパ、ママ、子どものできるこゝが増えるように「パマトコ」も皆様と一緒に成長したいと願っています。

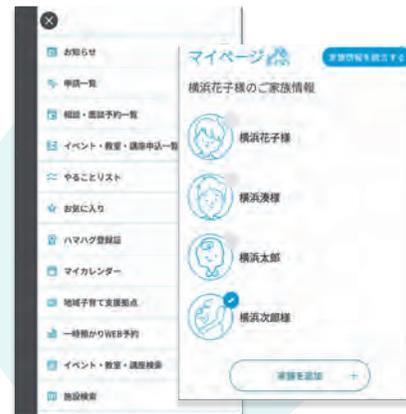
お子さんの年齢にあわせた情報が届く！

必要な手続きや子育て関連のイベント情報が届きます



電子母子健康手帳で育児情報を管理！

予防接種の管理やお子さんの成長を記録できます



アカウント登録でさらに便利に！

子育てに必要な情報がメニューに集約されます

横浜市ならではの豊富なイベントを簡単検索！

お子さんが楽しく遊べるイベントが見つかります



困ったときの頼りになる子育て施設検索！

保育園・幼稚園や公園のほか、授乳室や子ども用トイレ等が現在地から見つかります



*掲載している画面は、実際の画面と異なる可能性がありますので、ご了承ください。

お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様にお願ひしています。

この度、地域の皆様トイレパックをお試しいただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願ひします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどういうものか体験するお試し用として活用します。

(2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり600セットもしくは1,200セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

(4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等を行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○ 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。

○ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp

お申込み
8/1~8/23

受取期間
第1回
9/9~9/28
第2回
11/18~12/7

お試用

トイレパック 体験しませんか!

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間が経過しているもの)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック(品質保証期間が経過したものを)、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

● 配布物

品質保証期間の経過したトイレパック

※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

お渡しイメージ➡

凝固剤	箱	汚物処理袋
600個		600枚

● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。(今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。)

トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせます

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

- 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
- 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ぜるようにしてください。

お申し込み方法

- 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください →
下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



- お申込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着
- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。
- 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)
第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。
※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

団体名		代表者氏名	
団体住所		連絡先 電話番号	
決定通知 連絡先	(メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください)		
配布希望数 ※ どちらかに○を してください。	600・1,200 (単位:セット)	用途 ※ <input checked="" type="checkbox"/> がない場合は お譲りできません	<input type="checkbox"/> 団体の構成員・家族に配布します <input type="checkbox"/> 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います

資料 7

泉区連長会資料
令和6年7月19日
泉警察署交通課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉警察署長

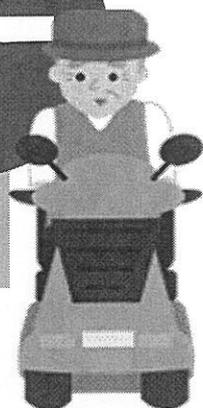
電動車椅子に係る交通事故防止に向けた啓発チラシの掲出について（依頼）

日頃から泉区内の警察行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
この度、電動車椅子が関連する交通事故の防止を目的として、電動車椅子利用者と
ドライバーの双方に対する交通安全啓発チラシを作成いたしました。
つきましては同封のチラシを8月末頃まで貴自治会町内会掲示板に掲出いただきたく、
御依頼申し上げます。
御多用中のところ誠に恐縮ですが、御対応のほどよろしくお願いいたします。

（担当）

泉警察署交通課長 鈴木
電話 045-805-0110（代表）

電動車椅子



特性を理解して 交通事故防止！

ポイント1 視線が低く、視界が狭くなる

車椅子に座ったときの高さは、小学校低学年児童の身長と同じくらいのため、視線が低くなり視界も狭くなります。

また障害物や駐車車両等があると、死角を生みやすく、車や自転車等の運転手さんからも、お互いが見えにくくなります。



ポイント2 段差や溝、傾斜地の通行が難しい

電動車椅子は、機種により、段差や溝を乗り越える走行性能や傾斜地走行に違いがあります。機種によっては無理に通行しようとすると転倒したりするおそれもあります。 ※説明書をよく読んでから乗りましょう。

ポイント3 重い & 内輪差に気づきにくい

100kgほどの機種もあり、バランスを崩すと立て直しが難しく、一人で持ち上げるのも難しいです。

また、内輪差を見誤ると、後輪が段差に引っかかることや、歩行者の足をひいてしまう可能性もあります。

ドライバーのみなさんへ

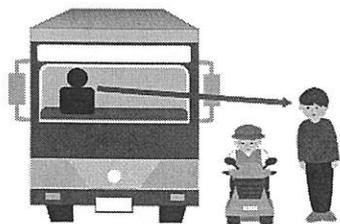
電動車椅子 = 「歩行者」です！

優しい気持ち ゆとりある心 思いやりと譲り合い

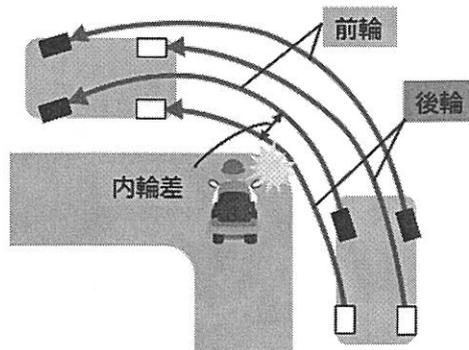
1 巻き込み注意！内輪差に気を付けて

・速度は落として、歩行者は見落とさないように注意！

2 死角があることを常に意識して！



・電動車椅子は、座ると小学生低学年児童と同じくらいの高さですので、運転手さんから見えない位置が必ずあります！



3 お互い共に、見えていないかも？！

・車の運転手さんからは、電動車椅子利用者さんが駐車車両に隠れてしまって見えない！
電動車椅子利用者さんは視線が低くなるため、車が障害物となりその先が全く見えない！

死角

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区総務課長

令和 6 年度泉区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について

日頃から、泉区の防災・減災に向けた取組に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
町の防災組織の活性化及び体制整備の支援を図ることを目的に、防災の専門家を派遣する「泉区地域防災アドバイザー派遣事業」を今年度も実施しますので、是非、御活用くださいますよう、お願いいたします。

1 概要

泉区が防災の専門家を有する業者との委託契約に基づき、講座にお申込みいただいた町の防災組織（自治会町内会等）に、防災の専門家（地域防災アドバイザー）を複数回派遣し、防災に関する講義やワークショップ等を行います。

講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等の詳細については、派遣決定後、委託業者との打合せにより決定します。

2 講座

次の 3 講座から、1 講座を選択し、お申込みください。

- ① 町の防災組織防災マニュアル作成の支援 （2 団体程度）
- ② 地域防災訓練の支援 （1 団体程度）
- ③ 災害時要援護者支援体制づくりの支援 （1 団体程度）

※ 1 講座における実施回数は 3～5 回を想定しています。

※ 申込多数の場合は、抽選で派遣先を決定します。

※ 詳細については、「募集要項」を御参照ください。

3 令和 5 年度からの変更点

令和 5 年度は、1 団体あたり 1 講座・1 回のみでの派遣とさせていただいておりましたが、支援を充実させるため、講座内容及び派遣回数を見直しました。

4 対象団体

町の防災組織（連合自治会・町内会、単位自治会・町内会、マンション管理組合）

5 募集期間

令和 6 年 8 月 1 日（木）～令和 6 年 8 月 30 日（金）

6 申込方法

「募集要項」の巻末にある「申込書」を御記入のうえ、総務課防災担当まで御提出ください。
（Eメール、FAX、窓口への持込み。）

担 当：泉区総務課防災担当
竹田・豊田・阿部・靱山
電 話：800-2309
F A X：800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

令和6年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業 募 集 要 項

【募集期間】

令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）

【募集概要】

防災の専門家（地域防災アドバイザー）を町の防災組織に派遣し、町の防災組織の活性化及び体制整備の支援を図ります。

1 募集内容（※詳細については「講座一覧」を御参照ください。）

（1）講座（次の3講座から、1講座を選択してください。）

- ① 町の防災組織防災マニュアル作成の支援
- ② 地域防災訓練の支援
- ③ 災害時要援護者支援体制づくりの支援

※ 1講座における実施回数は3～5回を想定しています。

※ 実際の講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等は、派遣団体の状況や希望により、受託者と協議して決定します。

（2）地域防災アドバイザーの派遣

派遣決定後、地域防災アドバイザーの派遣元（委託業者）より、連絡担当者様宛に御連絡します。その後、事前打合せを経て、地域防災アドバイザーを派遣します。

※ 派遣期間（実施期間）は、令和6年9月下旬～令和7年2月末です。

※ 派遣希望時期が集中した場合は、対応が難しく、調整が必要となる可能性がありますので、派遣希望時期については、可能な限り長期間で設定してください。

2 対象団体

町の防災組織（連合自治会・町内会、単位自治会・町内会、マンション管理組合）

3 募集期間

令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）

4 申込方法

「泉区地域防災アドバイザー派遣申込書」を募集期間内に総務課防災担当まで御提出ください（Eメール、FAX、窓口への持込み）。

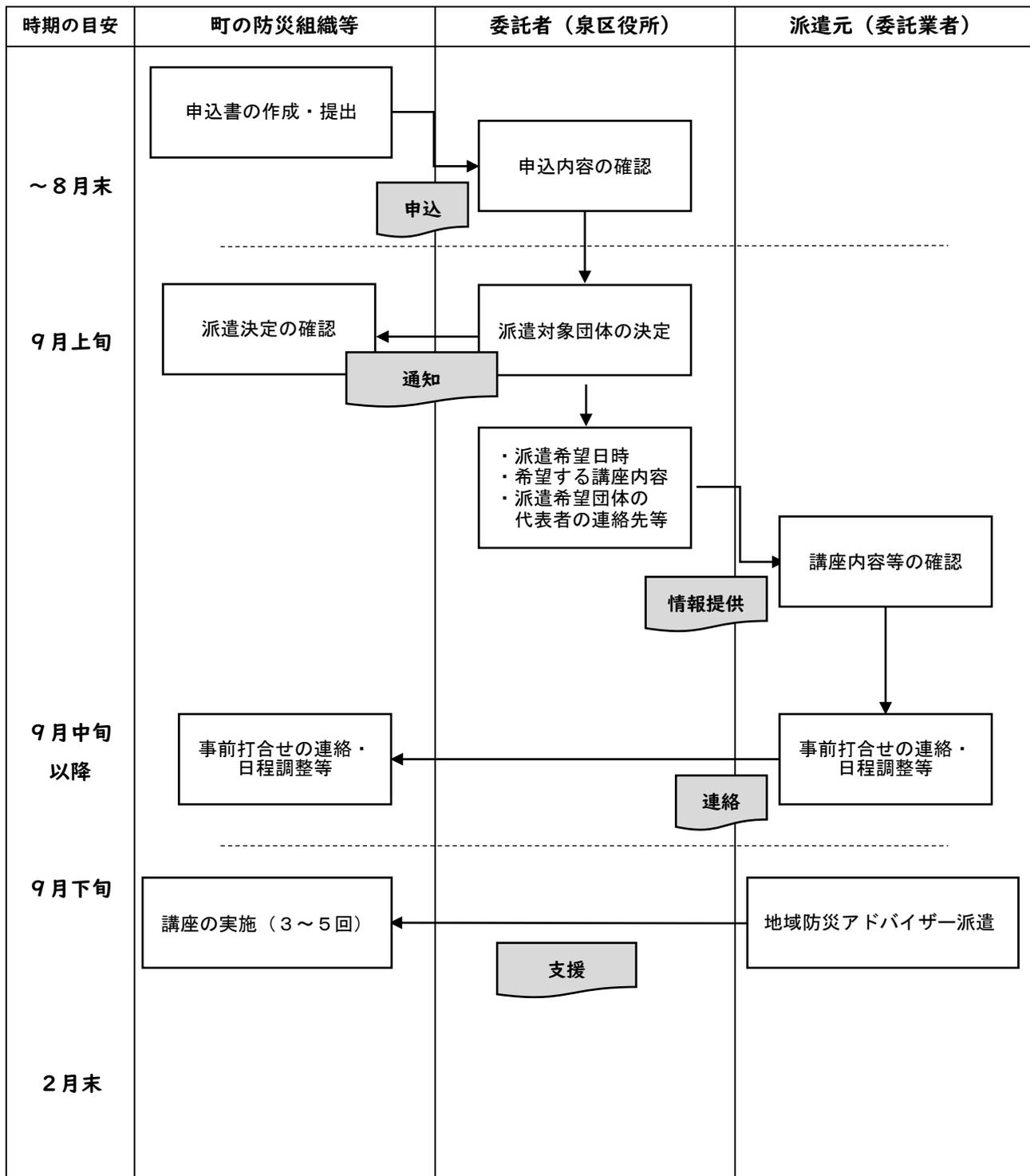
5 注意事項

（1）会場借上費用等は含みません。

（町の防災組織活動費補助金を活用することができます。）

（2）申込多数の場合は、抽選で派遣先を決定します。

【泉区地域防災アドバイザー派遣までの流れ】



【泉区地域防災アドバイザー派遣事業 講座一覧】

I 町の防災組織防災マニュアル作成の支援

<p>概要</p>	<p>地域防災アドバイザーの講義、ワークショップ等により、町の防災組織としての役割や地域特性について学びます。また、災害時に計画に沿って活動ができるよう、地域防災アドバイザーとともに、町の防災組織防災マニュアルを完成させます。</p>
<p>講座内容（例）</p>	<p><u>第1回</u> <u>町の防災組織の役割等について（講義）</u> 災害時に求められる活動や、被災地の事例等を交えた、地域防災アドバイザーによる講話。</p> <p><u>第2回</u> <u>地域の被害想定、特性や課題の把握（ワークショップ）</u> 地域防災アドバイザーとともに、地域の被害想定、特性や課題を把握。</p> <p><u>第3回以降</u> <u>町の防災組織防災マニュアルの作成</u> <u>机上シミュレーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回、第2回の内容を踏まえ、地域防災アドバイザーとともに、町の防災組織防災マニュアルを整備。 ・作成した防災マニュアルの活動を机上でシミュレーションすることで、活動体制やマニュアルの実効性を確認。 <p>※1講座における実施回数は3～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等は、派遣団体の状況や希望により、受託者と協議して決定します。</p>
<p>派遣団体数</p>	<p>2団体（予定）</p>
<p>所要時間 （目安）</p>	<p>各回 60分～120分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。</p>

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめてです。
 - ・防災の知識が少なく、どのような活動が必要になるか分からない。
 - ・自治会・町内会等の役員だけで防災マニュアルを作成するのは大変。
 - ・毎年役員が交代するので防災体制の整備が不十分。

2 地域防災訓練の支援

<p>概要</p>	<p>地域の防災訓練がより効果的なものとなるよう、災害時に必要な活動や地域特性を把握し、実災害時に想定される活動に沿った地域防災訓練計画を作成します。また、訓練実施方法のポイントを学び、地域防災アドバイザーとともに訓練を実施します。</p>
<p>講座内容（例）</p>	<p><u>第1回</u> <u>町の防災組織の役割等について（講義）</u> 災害時に求められる活動や、被災地の事例等を交えた、地域防災アドバイザーによる講話。</p> <p><u>第2回</u> <u>地域の被害想定、特性や課題の把握（ワークショップ）</u> 地域防災アドバイザーとともに、地域の被害想定、特性や課題を把握。</p> <p><u>第3回以降</u> <u>地域課題等を踏まえた地域防災訓練の企画、実施、講評</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災アドバイザーの監修のもと、地域課題等を踏まえた防災訓練を企画し実施。 ・他地域の防災訓練の好事例等を学ぶ。 ・地域の他の行事と併せた形式での防災訓練など、地域に合った効果的な訓練を実施。 ・実施後、地域防災アドバイザーからの助言を受け、次年度以降の町の防災組織の防災活動につなげる。 <p>※1講座における実施回数は3～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等は、派遣団体の状況や希望により、受託者と協議して決定します。</p> </p>
<p>派遣団体数</p>	<p>1団体（予定）</p>
<p>所要時間 （目安）</p>	<p>各回 60分～120分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。</p>

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
 - ・子どもや若い人も参加しやすい防災訓練を実施したい。
 - ・防災訓練が形骸化しているため、防災訓練の方法を見直したい。
 - ・コロナ禍以降、防災訓練を実施できていないので、久しぶりに再開したい。

3 災害時要援護者支援体制づくりの支援

<p>概要</p>	<p>災害時要援護者支援の必要性や具体的な活動について理解し、様々な取組事例を参考にしながら、各自治会・町内会等に合った災害時要援護者支援の取組体制（地域の安否確認の体制等）を整備します。</p>
<p>講座内容（例）</p>	<p><u>第1回 災害時要援護者支援について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえた講義により、支援の必要性について理解する。</p> <p><u>第2回 災害時要援護者疑似体験（ワークショップ）</u> 支援が必要な人の置かれた状況等を体験し、災害時に直面する困難などについて意見交換することで、必要な支援を検討する。</p> <p><u>第3回 取組方針の決定、体制整備に向けて整理が必要な事項を確認</u></p> <p><u>第4回 活動体制の検討、取組に必要な情報の整理</u></p> <p><u>第5回 継続的な活動に向けたポイントの整理</u></p> <p>※1 講座における実施回数は3～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等は、派遣団体の状況や希望により、受託者と協議して決定します。</p>
<p>派遣団体数</p>	<p>1 団体（予定）</p>
<p>所要時間 （目安）</p>	<p>各回 60 分～120 分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。</p>

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
 - ・地域の高齢化が進み、災害時の助け合いが必要だと思うが、具体的にどのような取組が必要か分からない。
 - ・地域の安否確認の体制をどのように構築すればよいのか分からない。
 - ・地域で必要な災害時要援護者の対策について、地域で考える機会がほしい。
 - ・災害時にどのような支援が必要になるのか、また自治会・町内会としてどこまで支援すればよいか（できるのか）分からない。

令和6年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業 申込書

<団体情報>

団 体 名		
住 所		
代 表 者	氏 名	
	電 話 番 号	
連 絡 担 当 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	Eメールアドレス	

<派遣に関する情報>

申 込 講 座		
実 施 希 望 時 期 (令和6年9月下旬 ~令和7年2月末)		
実 施 希 望 回 数 (3 ~ 5 回)		
派 遣 希 望 理 由 ※現在の取組状況や 課題、特に学びたい 内容等を記載		
主 な 参 加 者		
参 加 予 定 人 数		
実 施 場 所	名 称	
	住 所	
	ア ク セ ス	

※講座の申込にあたり、いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、講座に関係する目的以外に利用しません。

提出期限：令和6年8月30日（金）（必着）

提出先：泉区役所総務課防災担当

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1

電話：045-800-2309 FAX：045-800-2505

Eメール iz-bousai@city.yokohama.jp

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。掲示期間を6月末までとじていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※4月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いします。



掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 長谷部、西野、山崎
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.jp



EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市

主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会



市連会 7 月定例会説明資料
令和 6 年 7 月 1 2 日
(公社) 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会

「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6 月 22 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027 の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

<名前について>

人といろいろな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心をとりもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

<プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

<参考>

公募期間 令和 6 年 3 月 19 日～ 4 月 8 日

応募数 6,076 件

<公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社) 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031



3 「GREEN×EXPO 2027」 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

(1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

(3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

(4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

(5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。
申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページ
をご確認ください。



＜応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先＞
（公社）2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当
TEL 045-307-2070 E-mail mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp

応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 朝倉 恭史

令和6年度いっずんサポート補助金申請団体の二次募集について【情報提供】

1 事業の趣旨

この度、泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な事業を支援する「いっずんサポート補助金」の申請団体の二次募集を行います。

つきましては、別添のとおり令和6年度いっずんサポート補助金二次募集チラシを配付いたしますので、地域活動を進めるうえでご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 補助概要

(1) 名称

いっずんサポート補助金（泉区地域課題解決支援事業補助金）

(2) 補助事業者等の範囲

次のア～エのすべての要件を満たすものとします。

ア 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。

イ 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること

ウ 法人にあつては特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと

エ 政治活動及び宗教活動を行っていないこと

(3) 補助対象期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 補助対象経費

報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、交通費、手数料、委託費、原材料費

(5) 補助金の種類及び補助金額

ア スタートアップコース：最大25万円

イ ステップアップコース：最大20万円

ウ 子どもの居場所コース：最大10万円

(6) 事前相談期間

令和6年8月1日（木）から8月30日（金）まで

(7) 申請期間

令和6年8月20日（火）から9月6日（金）まで

※申請する場合は地域力推進担当に事前相談を行ってください。

4 添付資料

令和6年度いっずんサポート補助金【いずサポ】二次募集チラシ

担当：泉区区政推進課地域力推進担当
井戸、齋藤

TEL：800-2333 FAX：800-2505

mail:iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

令和6年度 いっずんサポート補助金二次募集

【いずサポ】（泉区地域課題解決支援事業補助金）

泉区がより“暮らしやすく魅力あるまち”となるよう、身近な地域課題の解決や地域の魅力向上等のために行う事業に対して「いっずんサポート補助金(地域課題解決支援事業補助金)」の二次募集を行います。地域の皆さんが“自らの力で解決していこうとする活動”を応援します！



《事前相談》

令和6年 8月 1日(木) ~ 30日(金)

《申請受付期間》

令和6年 8月 20日(火) ~ 9月 6日(金)

☘ 選考結果通知: 令和6年11月上旬を予定 ☘



【コース別補助金概要】

申請回数	スタートアップコース		ステップアップコース		子どもの居場所コース	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
1回(年)目	10分の8	25万円	10分の5	20万円	10分の9	10万円
2回(年)目	10分の6			15万円		
3回(年)目	10分の5			10万円		
備考	対象事業の開始が 令和4年4月1日以降のもの		対象事業の開始が 令和4年3月31日以前のもの		子どもの自主性や社会性を育むことを目的とするもので、年6回以上継続的に行うもの	
活用事例	・地域で新たに活動を始めた い！ ・始めたばかりの活動を軌道に乗せたい！		・現在の活動をさらに盛り上げたい！		・遊びや体験などを通して子どもたちの交流を図り、地域全体で子どもたちの健全育成を育みたい！	
注意事項	1事業につき、スタートアップコース、ステップアップコース、子どもの居場所コースを通算して3回までの補助金交付が受けられます。ただし、毎回申請が必要であり、申請の都度審査がありますので、1度交付を受けても、次回からの補助金交付を約束するものではありません。					

※各コースは条件が異なります。詳細は「泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱」を御確認ください。

申請にあたっては、**必ず事前に御相談** ください。

対象期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業とします

提出・
問い合わせ先

泉区区政推進課 地域力推進担当(区役所3階 307番窓口)
電話:045-800-2333 FAX:045-800-2505
メール:iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp



いっずんサポート補助金 🔍 検索



いっずんサポート補助金概要



コース	スタートアップコース	ステップアップコース	子どもの居場所コース
対象団体	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。 (2) 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること。 (3) 法人にあっては特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと。 (4) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。		
追加条件			次に掲げるいずれかの要件を満たすもの (1) 市から委嘱されたものが構成員に含まれる団体 (2) 泉区内の自治会町内会役員が構成員に含まれる団体
対象事業	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 公共的・公益的な事業であること。 (2) 地域の課題解決や魅力向上につながる事業又は子どもの健全育成に資する事業であること。 (3) 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業であること。 (4) 補助金の交付決定があった年度中に実施する事業であること。 (5) 参加費を徴収する場合にあっては、積算根拠が明確であり、適正な実費相当額であること。 【次に該当する事業は対象外】 ・ 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。 ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。 ・ 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。 ・ 事業実施を伴わない調査・研究のみを目的とするもの。 ・ 個人の技術向上を目的とするクラブ活動及びこれに類する活動。 ・ 施設・備品等の整備、購入のみを目的とするもの。 ・ 公序良俗に反する等、支援の対象として適当でないと認められるもの。 ・ 補助金を受けようとする事業について、本市から委託を受けているもの又は受ける見込みがあるもの。		
追加条件			・ 年6回以上継続的に行うもの。 ・ 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としないもの。
対象経費	報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、交通費、手数料、委託費、原材料費 【対象外となる経費の例】 団体構成員への謝金、団体運営のための会議等で使用する会場・機材等の使用料、私用携帯の通話料・パケット通信料、弁当・菓子等の食糧費等 ※詳細は「いっずんサポート補助金二次募集要項」等をご確認ください。		
交付決定方法	審査委員会にて申請内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定します。 ※審査項目等については、「いっずんサポート補助金二次募集要項」をご確認ください。		
その他	・ 申請前に、「いっずんサポート補助金二次募集要項」及び「泉区課題解決支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。 ・ 申請にあたっては、 必ず事前に御相談 ください。		

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 朝倉 恭史

「伝える！伝わる！広報講座」の開催について【周知依頼】

1 事業の趣旨

いずみ区民活動支援センターでは、自治会町内会の実務者向けに、広報についての理解を深める「伝える！伝わる！広報講座」を開催いたします。

つきましては、各自治会町内会の広報担当の方、その他役員の方及び今後活動される方に周知をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で周知をお願いします。

3 講座概要

全3回の講座で、今回は第1回のご案内です。(各回ごとに申し込めます。)

講演：第1回 基礎編

講師：北原まどか氏（認定NPO法人森ノオト 理事長）

参加費：無料

※詳細については、チラシ又は二次元コードを参照してください。

※第2回・3回講座の詳細については、9月上旬頃に
ホームページで公開予定です。



講座のホームページはこちら

4 送付物

「伝える！伝わる！広報講座」チラシ・・・1部

【ウェブページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kuminkatsudo/kouza/2024chiiki1.html

(担当) 泉区役所区政推進課 井戸・高草木

泉区役所地域振興課 澤村・江原

(問合せ先) いずみ区民活動支援センター 島本・青木

電話：045-800-2393 FAX：045-800-2518

E-mail: iz-kuminkatsudou@city.yokohama.jp

伝える!伝わる!広報講座

自治会町内会の活動やイベントをなんとなく周知していませんか?
伝えたい人に効果的に届けるために、「伝わる広報」のポイントを学びましょう。
「これならできるかも…」が見つかるかもしれません!

第1回

基礎編



講師：北原 まどか氏
認定特定非営利活動法人
森ノオト理事長

- 日時：9月17日(火) 10時~12時
- 会場：泉区役所 4階 4ABC 会議室

■内容：これまでの広報は活動を伝えたい人に伝わっていましたか?
「誰にどんな情報を届けたいか」。広報で一番大切な基礎を学びながら、自分たちの活動を効果的に発信するポイントを学びます。

■対象：自治会町内会の広報担当の方・その他役員の方 先着 50名

■お申込み：二次元コードからお申込みいただくか、裏面の申込書でお申込みください。

■参加費：無料

横浜市電子申請・届出システム
からのお申込みはこちら→



予告：第2回、第3回講座の詳細については、9月上旬頃ホームページで公開予定

第2回

チラシ編

10月23日(水) 10時~12時

■内容：コツさえつかめば簡単!
思わず参加したくなるチラシや
ポスターの作り方を学びましょう。

講師：坂田 静香氏
特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota
理事

第3回

デジタル編

11月6日(水) 10時~12時

■内容：情報発信のデジタル化は難しく
ない!?伝えたい内容に合わせた情報
発信ツールのポイントや使い方を紹介
します。

講師：頼 栄明氏
株式会社 LOCAL JAPAN 代表取締役

お申込み・お問合せは いずみ区民活動支援センターへ

泉区役所 1階 (104窓) 電話：045-800-2393 FAX：045-800-2518

Eメール：iz-kuminkatsudou@city.yokohama.jp

いずみ区民活動支援センター

検索

申込書は裏面



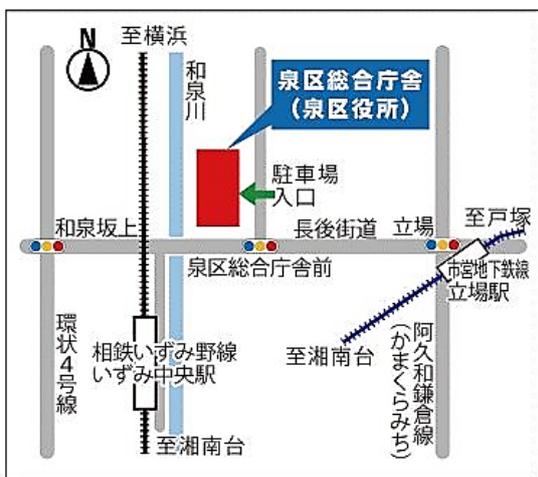
● **講師紹介** **第1回講師** 横浜市青葉区で、暮らしの足元から持続可能な社会を創造しようと2009年11月にウェブメディア「森ノオト」を創刊。市民ライターを育成し、メディアを軸に地域と人をつなげながら、コミュニティデザインや市民活動支援をおこなっている。泉区では2021年より「いずみくらし」のローカルライター講座を実施、「ローカルライターのいずみある記」の編集に携わる。

北原 まどか氏
認定特定非営利活動法人
森ノオト理事長

● **申込方法** 横浜市電子申請・届出システム（表面の二次元コード）かメール、FAX もしくは窓口で氏名、電話番号、(あれば)メールアドレスと所属自治会町内会名を明記の上、お申込みください。※申込先は、このチラシの表面をご参照ください。
※ご記入いただいた個人情報は、適切に管理し、講座目的以外には一切使用しません。
※第2回、第3回講座の詳細については、9月上旬頃ホームページで公開予定

● **申込締切** 令和6年**9月5日(木) 17時**まで ※先着順、定員に達し次第締め切ります。
※応募者多数の場合は1自治会からの参加人数を調整させていただく場合があります。

● **アクセス**



- 相模鉄道いずみ野線
「いずみ中央」駅より徒歩5分
 - 市営地下鉄「立場」駅より徒歩約15分
 - 神奈川中央交通バス
「泉区総合庁舎前」バス停前
- ※区役所駐車場は有料となります。
できるだけ公共交通機関をご利用ください。



FAX 800-2518 いずみ区民活動支援センター行
9月17日(火)「伝える! 伝わる! 広報講座」第1回基礎編 申込書

(フリガナ) 申込者名	
電話番号 (日中連絡の取れる番号)	
あれば メールアドレス	
所属自治会町内会名	

令和6年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報等の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
 - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市= 市

福祉専門職= 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対象者抽出	市	ハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出
2 対象者への 同意確認	市	1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画の作成」「個人情報の取扱い」等について同意を取る
3 福祉専門職による 計画の作成	市 専	計画作成(早期着手)の優先度を決定 優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出
4 計画の確認	市	3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼



【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

別紙参照（令和 6 年 7 月 10 日 記者発表資料）

▼二次元コードはこちら



横浜市 こども・安全安心マップ

検索

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

「こども・安全安心マップ」をリリースします！

～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校505校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

New! 防犯情報



(イメージ図)

引用:Google マップ

=

こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルく子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

▼二次元コードはこちら



公開するマップの特徴

- 小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- 声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

お問合せ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

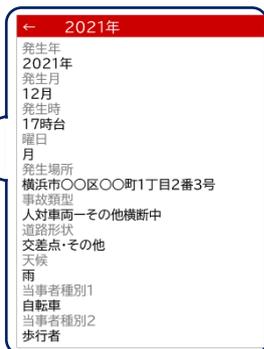
全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、
事故の概要が確認できます



引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html

横浜市 交通安全

検索

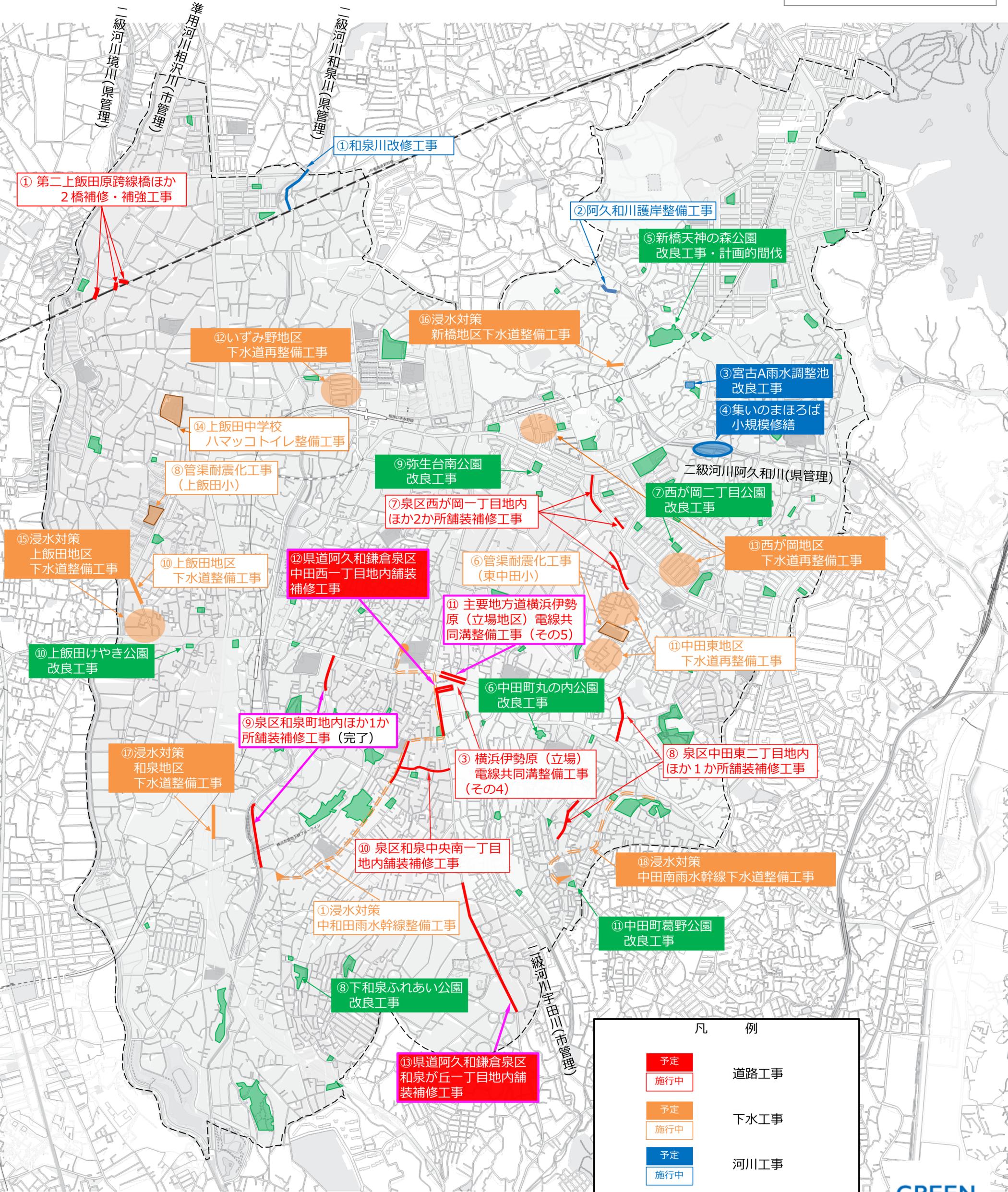
▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

令和6年度泉土木事務所管内工事箇所図



- 主な工事を記載しました。
(工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
- 上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
- 工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。

凡 例	
予定	道路工事
施行中	
予定	下水工事
施行中	
予定	河川工事
施行中	
予定	公園工事
施行中	
変更箇所	前回からの変更箇所





1 犯罪情勢等 6月末現在

(1) 刑法犯認知状況(暫定)

認知件数 299 件(前年同期比+90件)

主な罪種	令和6年	令和5年	増減
自転車盗	27件	31件	-4件
オートバイ盗	14件	4件	+10件
自動車盗	3件	2件	+1件
車上ねらい	7件	5件	+2件
万引き	39件	29件	+10件
強盗	0件	1件	-1件
空き巣	10件	10件	±0件

特徴

- 万引きの被害が増えています。店舗等で犯行を見かけた際には、まず警察へ通報を。
- 先月お伝えしたアルミ製門扉の連続盗難事件については、犯人を検挙いたしました!!

(2) 特殊詐欺

	令和6年	令和5年	増減
発生件数	23件	28件	-5件
被害総額	約4,570万円	約5,260万円	-約690万円

特徴

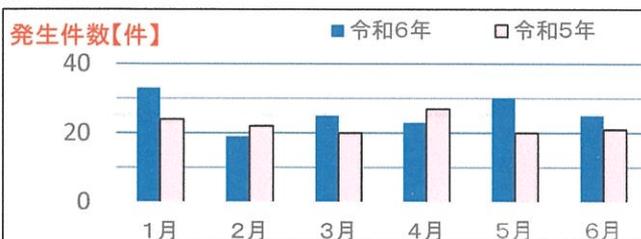
- 神奈川県内で、警察官を名乗って「あなたの名義の銀行口座が犯罪に使用され、逮捕状が出ています、至急保証金の支払いを」等と騙す手口の詐欺が発生しています。
- SNSを通じて会ったこともないのに「2人の将来のために投資を」といった文言で騙してお金を振り込ませるロマンス詐欺や、「必ずもうかる投資方法を教えます」等と投資金の名目でお金を騙し取る投資詐欺が増加しています。

2 交通事故の発生状況 6月末現在

(1) 発生状況(暫定)

	令和6年	令和5年	増減
発生件数	155件	134件	+21件
死者数	0人	0人	±0人
負傷者数	175人	146人	+29人

(2) 月別推移



特徴

- 子どもの事故のうち、自転車乗車中の事故が増えています。
- 県内では、自転車乗車中の小学生の死亡事故もありました。
「みぎひだり よく見て渡って! 行ってらっしゃい」
毎日の声掛けが、家族の命を守ります。



新紙幣の詐欺にご注意ください!!

- 本年7月3日に20年ぶりに新紙幣が発行されました。
前回、新紙幣が発行された際には、これに乗じた詐欺が多発しました。

具体例

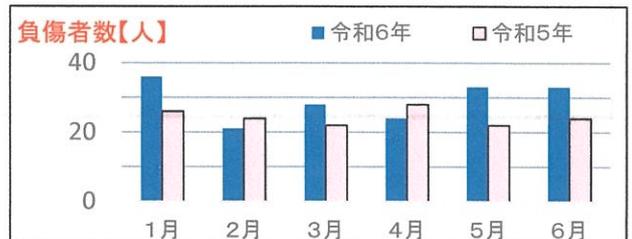
- 古いお金は使えなくなるので預かります。
 - 古い紙幣を新しい紙幣に交換します。
 - 古い紙幣を回収して、後日新しい紙幣を渡します。
- 上記のものは **全て詐欺** です。

知らない人には絶対に現金を渡さないでください!!

お願い

- 警察官や行政機関を名乗る者からの電話に対しては、冷静に内容を確認し、自分から警察署に掛け直す等対処をお願いします。
- 会ったこともない人との恋愛や、儲け話等はありません。メール、インターネット、各種アプリなどで儲け話を進められてもすぐ入金せず家族等に相談してください。

	令和6年	令和5年	増減
高齢者	60件	45件	+15件
二輪車(オートバイ)	61件	46件	+15件



お願い

- 夏の暑さなどで、注意力が散漫になりやすい傾向があります。
事故なく安全に過ごすためにも、「こまめな休憩」と「ゆとりある運転」を!
- 交通安全教室やトラビック(交通安全体操)の申し込み受付中です。泉署へお問い合わせください。

親が子へ 贈る言葉は 御守りに



3 町名別発生状況(6月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

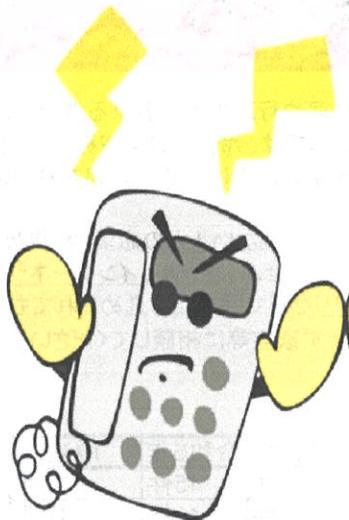
	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
6月中	1	10	0	5	2	2	8	23	0	1	0	0	1	2	0	1	0	0	5	0	0	3	3	67
前年比	-1	+6	±0	+2	+2	+2	+7	+19	±0	-1	±0	±0	-3	-3	-3	+1	±0	±0	+4	-1	±0	+1	+3	+35
6月末	9	32	11	11	18	9	12	70	0	9	4	3	12	23	17	3	18	3	12	2	0	15	6	299
前年比	-4	+16	+7	-3	+11	+3	+5	+36	±0	+1	+1	+2	+1	-1	-2	+2	+11	-3	+7	-3	-1	+1	+3	+90

* 令和5年5月末分から、和泉町にあつては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	
6月中	0	1	4	3	1	0	0	8	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	2
前年比	-1	+3		+2	±0	±0	±0	+5	±0	-2	±0	-1	-2	+1	±0	±0	±0	±0	±0	-1	±0	±0	
6月末	9	12	4	13	10	7	1	38	0	2	2	3	5	6	6	4	15	3	4	8	0	3	
前年比	+6	-5		+2	+3	+5	-3	+24	±0	-2	-2	±0	-2	±0	-3	+1	-2	-1	+3	+2	-1	-4	

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
6月中	7	3	1	0	0	14	0	25
前年比	+4	-1	±0	±0	±0	+1	±0	+4
6月末	22	15	11	2	1	102	2	155
前年比	+3	-5	+5	-5	±0	+26	-3	+21



留守番電話大作戦

★防犯対策電話録音機 貸出中★

- ・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。
 - ・ 高齢者向けに無償で貸し出します。
- * 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課

資料 17

泉区連長会資料
令和6年7月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和6年6月30日現在

火災状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
火災件数		17	13	4
火災種別	建物火災	11	10	1
	車両火災	0	2	△ 2
	その他火災	6	1	5
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	317	1,211	△ 894
	死者	1	1	0
	負傷者	0	4	△ 4

泉区内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
放火(疑い含む)	6	0	6
ストーブ	2	2	0
灯火	1	0	1
たばこ	1	2	△ 1
たき火	1	0	1
上記以外の火災原因	6	9	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
救急出場件数		5,044	4,563	481
救急種別	急病	3,543	3,275	268
	交通事故	182	144	38
	一般負傷	914	839	75
	その他	405	305	100

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	0
新橋地区	1
和泉北部地区	3
和泉中央地区	1
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	1
上飯田団地地区	4
いちょう団地地区	1
中田地区	1
しらゆり地区	0
その他	0

泉区連長会資料
令和6年7月19日
泉区福祉保健課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子

令和6年度ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る
民生委員訪問について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政及び地域福祉の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、訪問通知を対象となる方にお送りしておりますが、今後
8月～10月にかけて民生委員による訪問が行われることを情報提供させていただきます。

添付資料
民生委員訪問通知

（問合せ先）

泉区福祉保健課運営企画係
梅田、岩崎
電話 800-2401



75歳以上のひとり暮らし・75歳以上の方だけでお住いの皆様を対象に
民生委員等が訪問します

横浜市の事業として、民生委員等が75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上の方だけでお住まい（夫婦や兄弟姉妹等）の皆様のご家庭を訪問する取組を行っています。

今年度も、民生委員が日常生活上の心配ごとや緊急時のご連絡先等をおたずねいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年6月

泉区民生委員児童委員協議会会長 石井 マサ子
泉区長 山口 賢

実施時期

令和6年8月から10月の間

訪問者（お住まいの地区の民生委員）

お住いの地区の民生委員

お願いとお知らせ

- このお手紙は、令和6年5月9日時点の住民基本台帳の情報に基づいてお送りしていますので、実際はひとり暮らしではない方や、ご転居や入所等でご住所に住んでいない方などにも届く場合があります。
- 一部対象とならない方（以下に該当する方）がいらっしゃいます。
民生委員とすでに顔見知りの方、包括サービスを受けている方、介護保険の認定を受けてケアマネジャーと契約している方。

・**民生委員の訪問を希望しない場合は**、お手数ですが、
7月4日（木）までに区役所へご連絡ください。

泉区役所 福祉保健課 運営企画係

電話 800-2401 FAX 800-2516

電話・FAX でのご連絡が難しい場合などは、
右記二次元コードからもご連絡が可能です。
ご活用ください。

訪問不要連絡用二次元コード



※ 民生委員以外にも、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）や泉区福祉保健センターの職員が訪問する場合があります（いずれも身分証明書を携帯しております）。

民生委員等が、訪問の際に物品を販売したり料金を請求したりすることは一切ありません。

裏面あり

■ 横浜市『ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業』について

横浜市の事業として、区役所、民生委員、地域包括支援センターが連携・協力し75歳以上のひとり暮らし高齢者等の皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをお伺いする取組を実施しています。

民生委員や地域包括支援センターの職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報を口外することはありません。介護保険サービスの利用方法など個人的なご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

■ 民生委員について

民生委員は法律に基づき、地域からの推薦により、厚生労働大臣から委嘱されています。高齢者、子ども、障害のある方など全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支援を必要とする方の相談に応じ、関係機関につなぐなど、問題解決の支援をしています。

■ 地域包括支援センター（地域ケアプラザ）について

高齢者が抱えるさまざまな相談を受け付け、介護保険をはじめとした医療や福祉等さまざまなサービスの情報提供を行っています。

保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門のスタッフがご相談に応じます。

年末年始及び施設点検日（月1回）を除き、土曜・日曜・祝日も開館しています。

お住まいの地域	名称	電話番号
和泉町 2000～4999 番 (2253 番、3151～3152 番を除く)、5000～5999 番 (都市計画道路権太坂和泉線の南側)、和泉が丘 3 丁目 34～35 番、37～40 番、和泉中央南の 2 丁目 1 番～23 番、24 番 (52～58 号)、25 番 (21～34 号)、26 番 (74～85 号)、29～33 番、3 丁目、4 丁目、5 丁目、和泉中央北	いずみ中央 地域ケアプラザ	805-1792
和泉町 5000～5999 番 (都市計画道路権太坂和泉線の北側)、6000 番以降、弥生台 (33-1 番を除く)	いずみ野 地域ケアプラザ	804-2732
岡津町 (2067～2069 番、2777～2833 番、3013 番を除く)、西が岡、領家、桂坂	岡津 地域ケアプラザ	812-0801
白百合、中田町、中田北、中田東、中田西、中田南	踊場 地域ケアプラザ	801-2922
上飯田町	上飯田 地域ケアプラザ	802-8556
下飯田町、和泉町 1～1999 番、2253 番、3151～3152 番、和泉が丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目 1～33 番、36 番、和泉中央南 1 丁目、2 丁目 24 番 (1～48 号)、25 番 (1～16 号、35 号、36 号)、26 番 (1～72 号)、27～28 番、34～39 番、下和泉	下和泉 地域ケアプラザ	802-9926
緑園、池の谷、新橋町、岡津町 2067～2069 番、2777～2833 番、3013 番、弥生台 33-1 番	新橋 地域ケアプラザ	810-3261

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 申請期限の延長について

【変更前】 9月30日（月）まで → **【変更後】 10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいていますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円



←市WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

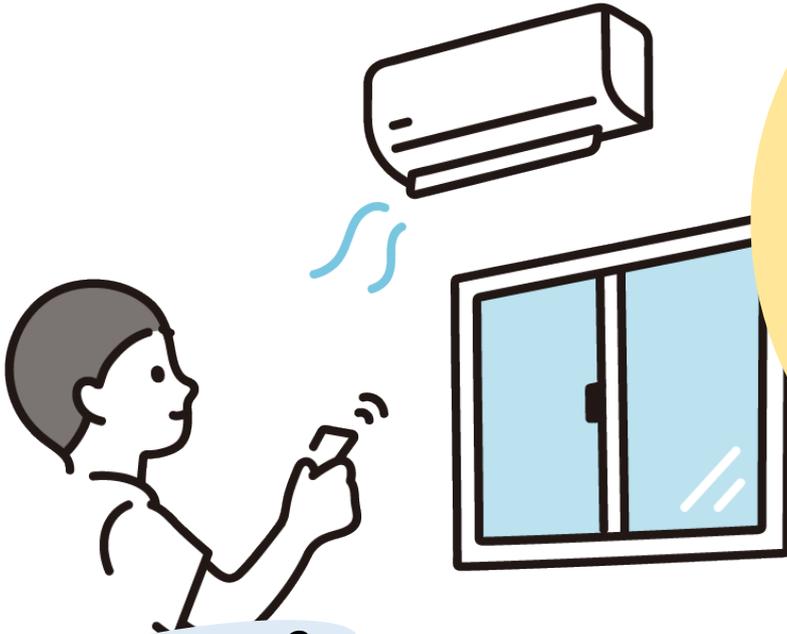
申請期限延長します！

~~9/30~~



10/31(木)

※整備完了報告期限は 12月末まで
 ※2回目の申請も可能です！

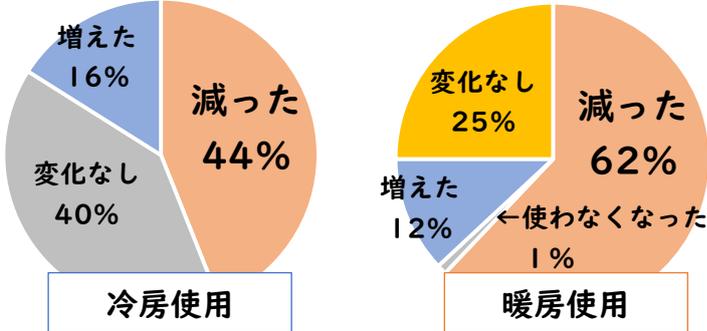


意外と知らない？

断熱窓導入のメリット 断熱窓、設置しませんか？

その1 ~暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！~

改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※



※令和2~3年度省エネ住宅補助制度利用者へのアンケート結果より

断熱窓の導入を決めた自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、遮音性や冷暖房の効率があがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が気になっていたんです。
 空調の効きも悪くて…



古い会館なので、窓の耐用年数も考慮して改修を決めました。

その2 ~様々な面で、会館利用がもっと快適に！~

- 遮音性能の向上 **防音**
- 結露の抑制 **カビ対策**
- アレルギーリスク低減 **花粉症対策**
- 遮光性能の向上 **眩しさ軽減**

~着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう~

問合せ・申請窓口 (事務委託先)
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
 045-451-7740

詳細は「募集案内」をご覧ください→



令和6年

秋の全国交通安全運動

横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日（土）～9月30日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

スローガン

拳げる手を やさしく見守る 横断歩道

重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		死者数		子供の事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9
保土ヶ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょ。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょ。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323